



シルバーまにわ



シルバー人材センター

基本理念

自立 自分たちで考え
共働 自分たちで作り育て
共助 一緒に頑張って働き
互助 互いに助け合う

第80号

2026年(令和8年)
4月1日発行

主な内容

- 会員募集・お知らせ ……P1・2
- 新たな契約方式について ……P3・4
- 利用規約 ……P5・6・7
- 研修会、イベント報告 ……P8・9・10
- 会員の広場 ……P11

会員大募集～!!

楽しむ自分を好きになる♡

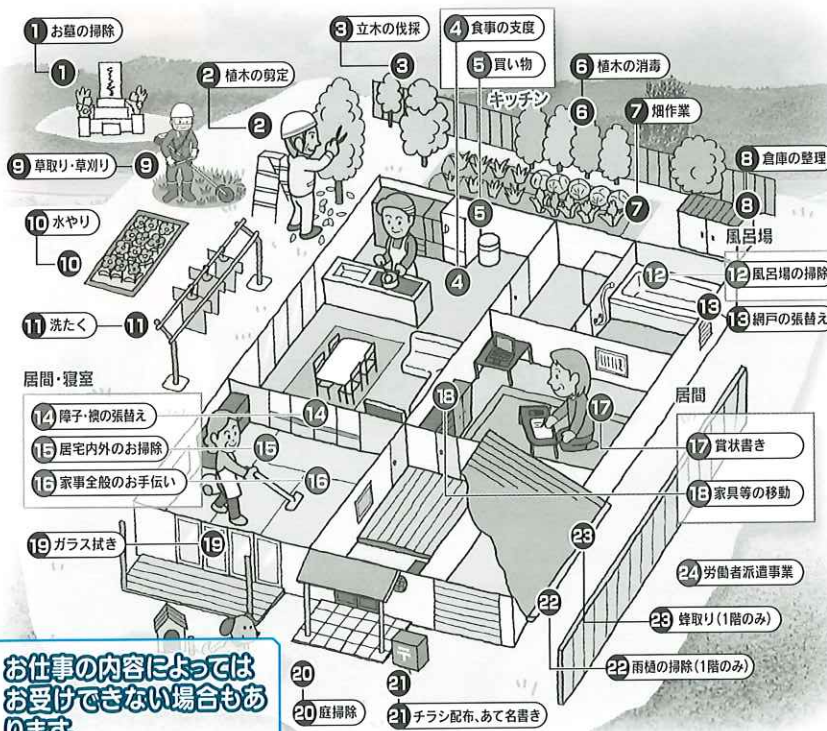
市内在住 60歳以上 働く意欲のある人

定年年齢は伸びていますが、シルバー人材センターには**60歳**から登録することができます。どこかでお仕事をされていても登録できますので、空いた時間を活用しませんか？

入会説明会開催日程

4/10(金)10:00～	湯原保健福祉センター	対象地域	湯原・美甘
4/10(金)13:30～	八束老人福祉センター	対象地域	蒜山
4/14(火)10:30～	久世公民館(旧真庭高校久世校地50周年記念館)	対象地域	久世・勝山
4/14(火)13:30～	落合老人福祉センター	対象地域	落合・北房

【内容】どんな仕事があるか、報酬について、親睦活動について
 ※入会希望者には、県連合会主催「技能講習会」(参加費無料)の案内冊子をお渡しします。



お仕事の内容によっては
お受けできない場合も
あります。

入会に迷われたら、入会金不要の
シニアパートナー制度
をご活用ください！

シニアパートナー制度に関するお問い合わせ・登録先
公益社団法人真庭市シルバー人材センター本所
0867-42-0121

お仕事のご依頼について

- 1 仕事の申し込み
各支所にお電話ください。
- 2 仕事の日程連絡
- 3 仕事の実施
- 4 請求書の送付とお支払い

※お仕事の依頼には入会(会員登録)の必要はありません。



岡山県シルバー人材センター連合会主催 技能講習会のお知らせ

**参加費
無料**

入会希望者対象ですが、すでに入会している方も就業の幅を広げるために参加可能です！参加してみませんか？

講習名	講習日	会場
襖・障子・網戸張替講習	5月28日(木)～5月29日(金)	落合老人福祉センター
お掃除のプロから学ぶ！オフィスクリーニング講習	7月31日(金)	八束老人福祉センター
テールゲートリフター業務特別教育	8月3日(月)	落合老人福祉センター
ラジコン草刈機取扱講習	8月5日(水)	久世作業所 久世河川公園
防草シート施工講習	10月6日(火)	落合老人福祉センター
デジタル社会に対応！便利に使うスマホ講習	11月9日(月)	落合老人福祉センター

お問い合わせ・お申込みは、真庭市シルバー人材センターまで **0867-42-0121**



事務局からのお知らせ



ご利用料金、事務費の改定について

昨今の原材料費高騰、最低賃金の改正、およびサービスの品質向上、維持を図るため、4月1日よりご利用料金及び事務費を改定いたします。より良いサービス提供のため、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

事務費の改正

区分	現行の事務費	改正後の事務費
市内個人・家庭	10%	10%
市外個人・企業	10%	12%
公共	12%	15%
派遣	20%	25%

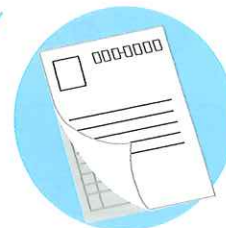
※ご利用料金につきましては、**作業内容、作業現場**の状態により**見積額は異なります**ので、担当職員にお問い合わせください。

※**草刈り、剪定、草取り作業**については、**夏季加算(7月～9月)2割増し**とさせていただきます。

請求書送付について

令和8年4月ご利用分より、これまで封書にてお送りしておりました請求書を「**圧着ハガキ形式**」に変更いたします。
コンビニエンスストアまたはスマホ決済アプリでの御支払いが可能になります。

※従来通り、最寄りの金融機関でのお支払いも可能です。(振込手数料はお客様のご負担になります。)
※まにこいんでのお支払いも可能です。



本所の移転について



**令和8年5月7日(木)より
本所を久世支所に移転します。**

新住所

〒719-3201
真庭市久世2927-2 真庭市役所第2庁舎2階

電話 (0867)42-0121

FAX (0867)45-0072



真庭市シルバー人材センターは、フリーランス法への対応のため 令和8年4月から新しい契約方式へ移行します

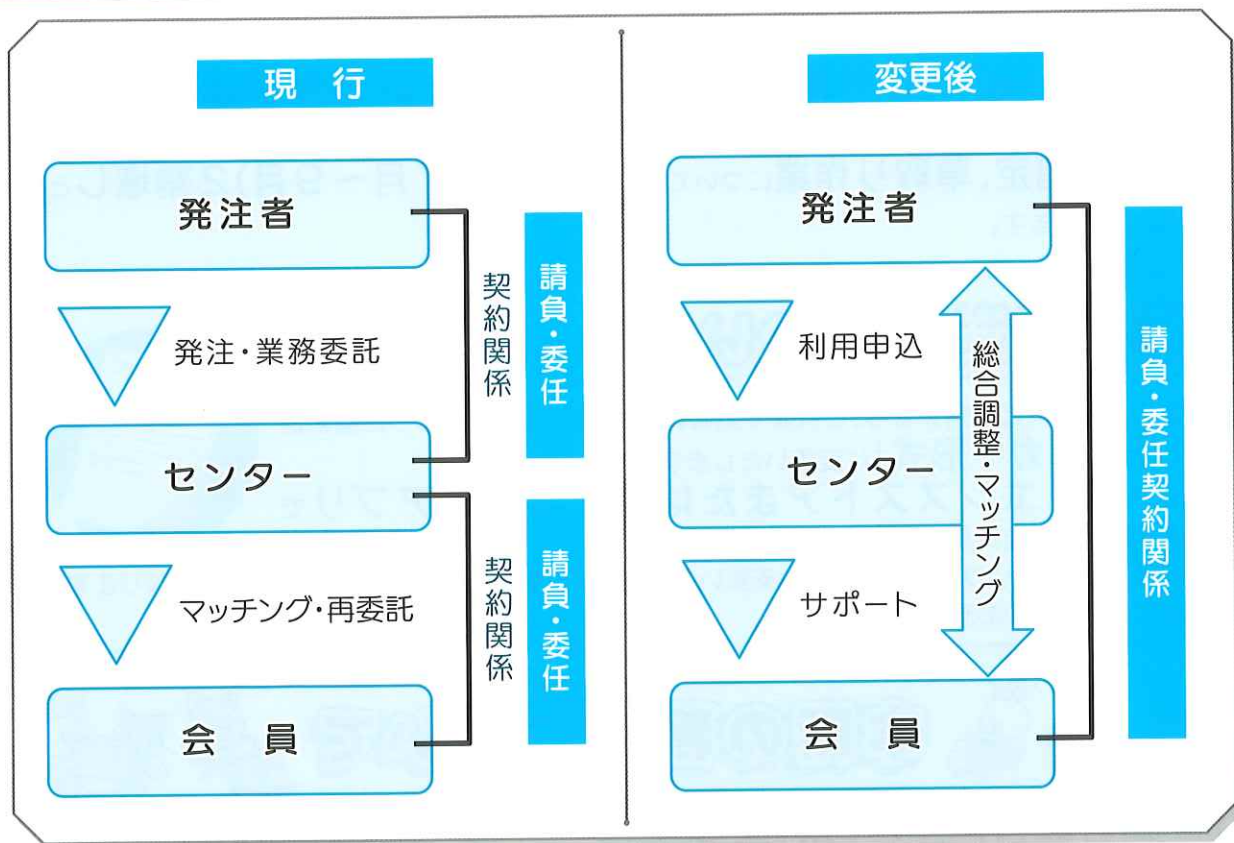
令和5年5月12日に、いわゆる「フリーランス法」(「特定受託事業者に係る取引の適正化に関する法律」)が公布されました。この法律の主旨※を踏まえ、またフリーランス法の施行(令和6年11月1日)に伴い、シルバー人材センターの会員に業務委託する契約について、契約方法を見直すこととなりました。

シルバー人材センターを通じて会員が就業機会の提供を受ける現行の契約方法では、発注者と会員との間に直接関係が生じる構造となっておりません。

このため、フリーランスに位置づけられる会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。

シルバー人材センターを利用される発注者の皆様におかれましては、契約方法の変更についてご理解をお願いいたします。

見直しのイメージ



※フリーランス法とは?

個人が事業者(特定受託事業者、いわゆるフリーランス「シルバーの会員」も該当)として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託業者に業務委託をする事業者(特定業務委託事業者、いわゆる発注者)に対して、給付の内容(いわゆる報酬)その他の事項の明示が義務付けられています。

契約方法の見直しによる現行との変更点

現行では、発注者はシルバー人材センターに対し、業務一式を業務委託していましたが、今後は以下の①と②の内訳で発注することになります。

- ① シルバー人材センターの利用に対するマッチングや調整などの業務委託
(シルバー人材センター利用契約)
- ② 会員業務委託契約(依頼する仕事)

発注依頼から業務終了までの主な流れ

	変更後
発注の準備	現行と変更ありません。 (センターは、発注される仕事の内容等をお伺いし、業務仕様などを調整します。)
【新】 センター利用契約の締結	手続きは現行と変更ありません。 なお、変更点は、センターを利用して会員に業務委託することに係る契約内容となり、センターは主に、仕事と就業する会員とのマッチングや総合調整を担うこととなります。
【新】 会員への就業条件の明示と業務委託契約の成立	新たな内容となりますが、センターで対応しますので、発注者の作業は発生しません。 フリーランス法に基づく就業条件の明示については、センターが業務仕様に基づき、就業条件を記載した「会員業務仕様書」を作成し、マッチングの際に会員に案内します。会員が業務仕様の内容に同意すれば、発注者と会員の間で業務委託契約が成立する仕組みとなります。
【新】 業務委託料の請求	新たな内容となりますが、事務手続きの流れはこれまでと同じです。 変更点は、「センターへの業務委託料」と「会員への業務委託料」に分かれた内訳となります。センターがまとめて請求しますので、手続きは変わりません。
【新】 適格請求書の発行	センター分の業務委託料に係る適格請求書は発行します。 会員分の業務委託料に係る適格請求書は原則発行できません。

なお、契約方法の見直し後においても、シルバー人材センターはこれまでと変わらないサービスを提供しますので、発注者の皆様はこれまでどおり、安心してシルバー人材センターをご利用くださいますようお願いいたします。

公益社団法人真庭市シルバー人材センター利用規約

(利用契約)

第1条 発注者(公益社団法人真庭市シルバー人材センター(以下「センター」という。)を通じてセンターの会員(以下「会員」という。)に業務を委託する者をいう。以下同じ。)は、センターを通じて会員に業務委託をしようとするときは、あらかじめ、センターとの間で「シルバー人材センター利用契約」(以下「利用契約」という。)を締結するものとする。

(就業条件)

第2条 発注者がセンターを通じて会員に委託する業務(以下「会員業務」という。)に係る就業条件は、会員業務就業規約(以下「就業規約」という。)に定めるところによる。
2 発注者は、会員に対して、会員業務の対価として、就業規約に定めるところにより、会員業務委託料を支払うものとする。

(マッチング)

第3条 センターと発注者との間で利用契約が締結されたときは、センターは、会員のうちから、会員業務の内容、会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員(以下「業務実施会員」という。)を選定するものとする。
2 発注者は、本規約に定めるところにより、業務実施会員に対して、センターを通じて会員業務を委託するものとする。

(発注者及びセンターの責務)

第4条 センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるよう、発注者及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合において、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。
2 センターは、本規約に定めるセンターの業務(以下「センター業務」という。)の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。
3 発注者は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、センターは、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

(業務の対価)

第5条 発注者はセンターに対して、センター業務委託料(センター業務の対価として、発注者とセンターが合意して定める金員をいう。以下同じ。)を支払うものとする。
2 センター業務委託料を定めた後に最低賃金の改定その他事情の変更があった場合は、発注者及びセンターは、双方協議の上、センター業務委託料の額を変更するものとする。

(請求及び支払の方法)

第6条 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、センター業務委託料をセンターへ支払うものとする。
2 前項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

(権利・義務の移転の禁止)

第7条 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。
2 発注者及びセンターは、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

(守秘義務・個人情報管理)

第8条 発注者及びセンターは、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
2 発注者及びセンターは、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
3 前2項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

(損害賠償)

第9条 発注者及びセンターは、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(その他)

第10条 本規約に定めない事項については、発注者及びセンターが協議の上、決定するものとする。本規約の各条項に疑義が生じた場合についても同様とする。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

公益社団法人真庭市シルバー人材センター会員業務就業規約

(会員の就業条件)

第1条 公益社団法人真庭市シルバー人材センター(以下「センター」という。)の会員(以下「会員」という。)が発注者(センターを通じて会員に業務を委託する者をいう。以下同じ。)の委託を受けて業務を実施する場合の就業条件は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるもののほか、本規約に定めるところによるものとする。

(業務の具体的内容及び会員業務委託料)

第2条 発注者が会員に委託する業務(以下「会員業務」という。)の具体的内容及び会員業務委託料(会員業務の対価として発注者が会員に支払う金員をいう。以下同じ。)の額は、発注者とセンターとの間で別途合意により定めるものとする。

(就業条件に係る会員の同意等)

第3条 センターは、業務実施会員(発注者からセンターを通じて委託を受けて会員業務を実施する会員をいう。以下同じ。)が会員業務に着手する前に、会員業務に係る就業条件については、本規約に定める内容及び前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意した内容とすることにつき、業務実施会員の同意を得るものとする。

- 2 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、前条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容及び本規約に定める内容を契約の内容とする会員業務に係る請負契約又は準委任契約が成立したもとのとして取り扱う。
- 3 発注者とセンターは、第2項の規定による業務実施会員の同意があった後においても、合意により前条の合意の内容を変更することができるものとする。
- 4 前項の規定により前条の合意の内容が変更された場合は、センターは業務実施会員に対して当該変更の内容を通知し、新たに業務実施会員の同意を得るものとする。
- 5 前項の規定による業務実施会員の同意があったときは、発注者と業務実施会員との間で、第2項の請負契約又は準委任契約の内容が、前項の規定により業務実施会員に通知した内容にしたがって変更されたものとして取り扱う。

(会員業務委託料の支払)

第4条 発注者は業務実施会員に対して、会員業務委託料として第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める額を支払うものとする。

- 2 業務実施会員は、会員業務委託料の請求及び受領をセンターに委託するものとする。この場合において、センターが会員の委託を受けて会員業務委託料を受領した日を、発注者から業務実施会員に支払われた「報酬の支払日」とみなす。
- 3 発注者は、センターによる請求書の発行日から30日以内に、会員業務委託料をセンターへ支払うものとする。
- 4 前項の会員業務委託料の支払期日は、発注者が業務実施会員から成果物の引渡しを受け、又は役務の提供を受けた日から起算して60日以内の期間内において定めるものとする。
- 5 第2項の規定による支払に係る振込手数料は、発注者が負担するものとする。

(センターによる立替払)

第5条 センターが発注者に対して会員業務委託料の請求を行った日から相当の期間が経過したにもかかわらず、発注者から支払いが行われなときは、センターは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、業務実施会員に対して会員業務委託料に相当する額を支払うことができるものとする。

- 2 センターは、前項の規定による業務実施会員に対する支払を行ったときは、発注者に対して求償権を行使するものとする。

(会員業務の実施)

第6条 業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、関係諸法令を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって業務を実施するものとする。また、発注者の信用を害し、又は発注者が顧客からの苦情等を受けることがないように特に注意しなければならない。

- 2 センターは、業務実施会員が会員業務に着手する前に、業務実施会員に対して、会員業務を安全に行うために必要な教育を行うものとし、業務実施会員はこれを必ず受けなければならないものとする。
- 3 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員がその生命、身体等の安全を確保しつつ就業することができるよう、必要な配慮を行うものとする。
- 4 発注者は、業務実施会員が会員業務を実施するに当たり、業務実施会員に対して指揮命令を行うことができない。

(費用の負担等)

第7条 会員業務の実施のために必要な機械、器具、原材料等は、業務実施会員が用意するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、業務実施会員は、対価を支払って、会員業務の実施のために発注者から機械、器具等の貸与を受け、又は原材料等の提供を受けることができるものとする。
- 3 業務実施会員は、前項の規定により発注者から機械、器具等の貸与を受けたときは、当該機械、器具等を善良な管理者の注意をもって管理し、及び使用するものとする。
- 4 発注者は、第2項の規定により業務実施会員に対して機械、器具等の貸与等を行ったときは、その対価について、会員業務委託料を支払う際に相殺することができる。
- 5 第1項の規定は、会員が会員業務の実施のために必要な機械、器具等をセンターから無償で貸与を受け、又は対価を支払って、原材料等の提供を受けることを妨げない。
- 6 第3項の規定は、前項の規定により会員がセンターから機械、器具等の貸与を受けた場合について準用する。
- 7 センターは、第5項の規定により会員に対して原材料等の提供を行ったときは、その対価について、発注者から受領した会員業務委託料を会員に引き渡す際に控除することができるものとする。

(会員の履行不能)

第8条 業務実施会員は、健康状態その他の理由により会員業務を実施することができなくなったときは、速やかにその旨をセンターに申し出なければならないものとする。

- 2 センターは、前項の規定により業務実施会員から申し出があった場合その他業務実施会員が会員業務を完遂させることができないと認めるときは、速やかに、当該業務実施会員による会員業務の実施を終了させ、発注者にその旨を通知するものとする。
- 3 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約(同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変

更後の請負契約又は準委任契約)は、当該通知が行われたときに終了したものとして取り扱う。

- 4 センターは、第2項の規定により業務実施会員による会員業務の実施を終了させた場合は、遅滞なく、当該業務実施会員以外の会員(以下「代替会員」という。)又は会員以外の者であって、センターが適当と認めて業務を行わせる者(以下総称して「代替会員等」という。)を選定して会員業務を完遂させるものとする。
- 5 前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合は、発注者が当該代替会員に対して、本規約に定めるところにより、新たに業務の委託を行うものとして取り扱う。
- 6 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、発注者とセンターが別途合意により定める額を当該業務実施会員に対して支払うものとする。
- 7 前項の規定に基づき発注者とセンターが別途合意により定める額は、当該業務実施会員が既に行った業務の割合に応じて決定されるものとする。
- 8 第2項の規定により業務実施会員による会員業務が終了した場合は、発注者は、当該業務実施会員が会員業務の実施のために既に支出した費用を負担するものとする。
- 9 第4条及び第5条の規定は、第6項及び第8項の規定による発注者の支払について準用する。

(履行責任)

- 第9条 業務実施会員が発注者に引き渡した成果物又は提供した役務の内容が第2条の規定に基づき発注者とセンターとの間で別途合意により定める内容又は本規約に定める内容に適合しないものであるときは、発注者は、センターを通じて業務実施会員に対して追完を請求することができるものとする。ただし、当該不適合が業務実施会員の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。
- 2 センターは、前項の規定により発注者から追完の請求があった場合において、相当と認めるときは、当該業務実施会員をして、又は代替会員等を選定して会員業務を完遂させるものとする。
 - 3 前条第5項の規定は、前項の規定によりセンターが代替会員を選定して会員業務を完遂させる場合について準用する。
 - 4 第2項の規定により代替会員等が会員業務を完遂することとなる場合は、発注者とセンターとの合意により、発注者が当該業務実施会員に対して支払うこととされていた会員業務委託料の額を減額することができるものとする。この場合において、センターは、速やかに、当該減額した額を当該業務実施会員に対して通知するものとする。

(利用契約の終了等による会員業務の終了)

- 第10条 発注者とセンターとの間のシルバー人材センター利用契約が有効期間の満了により終了し、発注者とセンターとの合意により解約され、又は発注者若しくはセンターのいずれかから解除されたときは、センターは、速やかに、その旨を業務実施会員(当該利用契約の終了等の際現に会員業務を行っている者に限る。次項において同じ。)に通知し、会員業務を終了させるものとする。
- 2 前項の通知が行われたときは、第3条第2項の請負契約又は準委任契約(同条第5項の規定による変更が行われたときは、当該変更後の請負契約又は準委任契約)は、業務実施会員が当該通知を受けたときに同時に終了したものとして取り扱う。
 - 3 第8条第6項から第9項までの規定は、第1項の規定により会員業務が終了した場合について準用する。

(著作権の帰属等)

- 第11条 会員業務の実施により発生する著作権は、業務実施会員に帰属するものとする。
- 2 前項の規定は、会員業務の実施により発生した著作権を発注者に譲渡することについて発注者とセンターが別途合意し、かつ、その旨会員の同意を得ることにより当該著作権を発注者に譲渡することを妨げない。

(再委託、権利・義務の移転の禁止)

- 第12条 業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務を第三者に再委託してはならないものとする。
- 2 前条第2項及び前項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり取得する権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならないものとする。
 - 3 第1項に定める場合のほか、業務実施会員は、発注者からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、会員業務の実施に当たり負う義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならないものとする。

(守秘義務・個人情報管理)

- 第13条 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて知り得た発注者の秘密を第三者に漏えいしてはならない。
- 2 業務実施会員は、会員業務の実施を通じて取得した発注者又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
 - 3 発注者は、業務実施会員の個人情報を適正に取り扱わなければならない。
 - 4 前3項の規定は、会員業務終了後においても、なお効力を有するものとする。

(損害賠償)

- 第14条 発注者及び業務実施会員は、会員業務の実施に当たり、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。
- 2 発注者は、前項の規定により、業務実施会員に対して損害賠償の請求を行う場合は、センターを通じて行うものとする。
 - 3 業務実施会員は、第三者から損害賠償の請求を受けたときは、速やかに、その旨をセンターに通知するものとする。
 - 4 センターは、第2項の規定により請求を受け、又は前項の規定により通知を受けた場合において、相当と認めるときは、民法第474条の規定による第三者の弁済として、発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行うものとする。
 - 5 センターは、前項の規定により発注者又は第三者に対して損害賠償金の支払を行った場合において、センターが加入する損害保険により填補される額、業務実施会員の過失の度等を斟酌して相当と認める額を業務実施会員に対して求償するものとする。

附則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年度 定時総会のお知らせ

日時 令和8年5月27日(水)
午後1時30分～

会場 落合総合センター



理事会を開催しました

令和8年3月24日(火)第6回理事会を本所にて開催しました。

報告事項

- (1) 令和7年度職務執行状況について
- (2) 令和7年度予算執行状況について

議事

- ・第17号議案 会員の入会承認について
 - ・第18号議案 令和8年度事業計画の承認について
 - ・第19号議案 令和8年度収支予算の承認について
 - ・第20号議案 役員賠償責任保険について
 - ・第21号議案 就業機会創出員設置規程の一部改正について
 - ・第22号議案 本所の移転について
- 原案通り可決しました。



研修会・イベント報告

2/24 井原市シルバー人材センター視察研修

女性会員と職員、計26名で井原市シルバー人材センターへ視察に行ってきました。「女性会員の拡大と活動」をテーマに研修会を開いていただき、井原市の会員さんの活動状況を聞かせていただきました。



自家焙煎のコーヒーと手作りアップルパイをいただきました



帰りにはいちご狩りを楽しみました



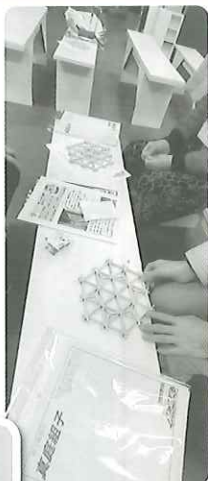
事務所の一面の販売コーナーに興味津々!!会員さんの手作りの品が常時販売されています。

11/26

湯原・蒜山女性会員 SDGSツアー— 暮らしの循環センター・(株)佐田建美・Happyファーム



佐田建美では組子細工の製作を体験



Happyファームではとれたての野菜をお土産にいただきました!



暮らしの循環センターでは生ごみの選別を見学

参加者コメント

蒜山、湯原地域の女性会員がSDGSツアーに参加させていただきました。当日、バスの中や視察中に笑い声が聞こえて皆さん明るい雰囲気、楽しく1日が過ぎました。事務局の皆様、お世話になりました。

12/19

スマホ教室 LINE編 講師:ソフトバンク(株) プラムタウン内プラムサロン



参加者コメント

現在地を地図で送れることを知れてよかった。これは便利だと感じました。

1/22

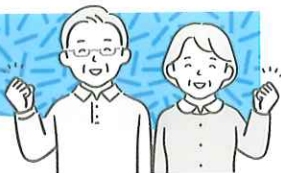
落合・北房・久世・勝山女性会員新年親睦会 ~歌声喫茶~



参加者コメント

懐かしい歌ばかりで、直ぐに楽しく歌うことができました。歌うことは、脳トレにも良いそうです♪ 皆さんぜひまた一緒に歌いましょう♪

チャレンジシニア開催しました



1/26月 編み物講座 エコファー1玉でストール作り



参加者コメント

毛糸に慣れず手こずりましたが、先生が親切に教えて下さり、楽しく過ごせました。

1/28水 健康講座 感染症とヒートショック、知って防ぐ安心ライフ



参加者コメント

手洗いもスクワットもいい勉強になりました。マイライフノートも書いてみたいと思いました。

2/5木 手芸講座 サシェ(香り袋)作り



参加者コメント

初めての参加でしたが、親切に教えて下さり、おとなりの方も親切で、楽しい時間でした。

2/10火 スマホ講座LINE編 2/18水



参加者コメント

スタンプを6個まで一度に送れることやプロフィールの画像の変更等とても役に立ちました。

2/16日 落合 2/17水 久世 2/20金 湯原

ピラティス+100トレ



参加者コメント

簡単そうでしたが、後日軽い筋肉痛がありました。効いているんだなと思いました。



会員の広場



蒜山支所会員のご紹介

蒜山支所(八束地区)の会員、山本 富也さんは入会17年目の81歳で、主に岡山県高冷地研究室の圃場・ハウス・事務所周辺の除草作業、ビニールハウスのビニール及び遮光ネット・防虫網等の張り替え作業と平成の森ドーム・グラウンド周辺の除草作業、グラウンド整備、冬季間の除雪作業及び個人依頼の除草作業を6人グループの班長として、会員への連絡、作業写真の管理等責任を持ってやっています。



趣味はパチンコで、時々戦利品の白いたい焼き(倉吉市で有名な店)が届き、社協の職員と一緒に頂いています。

今後とも、お元気で益々のご活躍をお祈りしています。

蒜山支所 担当

編集後記

日頃より当センターの運営に、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。今年度、シルバー人材センターは、様々な変革の年となります。本所を落合から久世に、久世作業所は旧真庭高校久世校地内にそれぞれ移転します。請求書は圧着ハガキで送付し、コンビニやスマホで決済アプリ等で支払いが可能となりました。役員改選も5月下旬に予定しています。今後もお客様にも会員にも喜ばれるセンターを目指して活動しますので、よろしくお願いたします。

事務局長 稲田隆司

広報委員
小割順理
濱子伸枝
山本幸恵
稲田隆司
池田知明
福島幸子
山本夕賀



真庭市シルバー人材センター Instagram・ホームページ

講習会やイベントのご案内をお届けします!



Instagram QRコード



ホームページ QRコード

会員数(R8.2月末時点)

男性	322名
女性	143名
合計	465名

公益社団法人 真庭市シルバー人材センター

〒719-3201 岡山県真庭市久世2927-2 真庭市役所第2庁舎2階

TEL(0867)42-0121 FAX(0867)45-0072 mail: maniwasc@sjc.ne.jp

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日休み) HP <https://webc.sjc.ne.jp/maniwasc/>

事務所	所在地	電話番号
本所・久世・勝山支所	〒719-3201 久世2927-2 真庭市役所第2庁舎2階	0867-42-0121
落合支所	〒719-3143 下市瀬558-1	0867-52-4140
湯原・美甘支所	〒717-0403 下湯原47	0867-45-0058
蒜山支所	〒717-0503 蒜山富山根154-1	0867-66-7151
北房支所 (月・水・金 9:00-12:00)	〒716-1433 下皆部248	0866-52-3356

各支所では担当者が不在のこともありますので、来所の際には事前にご連絡をお願いいたします。